

四街道市認可地縁団体印鑑条例新旧対照表

改正案	現 行
(登録) 第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 （略）	(登録) 第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 （略）